

社会福祉法人それいゆの会役員等の報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人それいゆの会（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給について定める。

(定義)

第2条 この規程において、役員とは法人の理事及び監事をいう。

2 常勤役員とは、役員のうち、法人事務局を主たる勤務場所とする者をいう。

3 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

4 評議員とは、社会福祉法人それいゆの会定款第5条に基づき置かれる者をいう。

第2章 報酬等

第1節 常勤職員

(常勤役員の報酬等)

第3条 常勤役員に対して、報酬及び手当を支給する。

2 常勤役員の報酬は月額とし、理事長にあっては別表に定める額、その他の役員にあっては別表に定める額の範囲内で理事長が定める。

3 手当の種類は、交通費、管理職手当、勤勉手当とする。

4 手当の額、支給条件及び支給方法は、障害福祉サービス事業所の職員の例による。

5 第2項の規定にかかわらず、施設の職員を兼務する常勤役員に職員としての給与が支給される場合は、同項に規定する報酬月額から職員として支給される基本給を控除した額を報酬月額とする。

第2節 非常勤役員等

(非常勤役員等の報酬)

第4条 非常勤役員（施設の職員を兼務する役員を除く。）及び評議員が、理事会、監事会若しくは評議員会に出席したとき、又はその他法人業務に携わったときに支給する報酬の日額は、別表2に定める額とする。

2 この規定により支給する報酬は、同日に複数の会議等に参加した場合であっても、会議等の区分に関わらず重複して支給しないものとする。

3 監事が法人及び施設の指導検査への立会、運営状況の指導又は監査の指導にあたった場合の報酬の日額は、別表3の額とする。

4 全評議員の報酬総額は、定款第8条に定める金額の範囲内とし、評議員の報酬は、別表2に定める額とする。

(交通費)

第5条 理事会、監事会若しくは評議員会への出席したとき、又はその他法人業務に携わったときの交通費は、別表2又は別表3のとおり支払うものとする。

(費用弁償)

第6条 理事会、監事会若しくは評議員会への出席したとき、又はその他法人業務に携わったときに支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第3章 出張旅費

(出張旅費)

第7条 出張旅費は、原則として交通費、宿泊費、日当及びその他の費用に区分する。

2 交通費は、鉄道賃、船賃、車賃、航空賃(急行料金、特急料金、指定席料金等を含む。)に要した費用を支給する。

3 宿泊費は、宿泊に伴う室料、夕食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。

4 日当は、1日当たり5,000円を支給する。

5 その他出張中において用務に支出した通信費、部品輸送費及び雑費等は、その用途を明記した領収書をもって実費を支給する。

6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費は支給しない。

第4章 その他

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員には、第2条から第7条までの規定を適用しない。

(改正)

第9条 この規程を改正又は廃止する必要がある場合は、社会福祉法人それいゆの会評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

区 分	金 額
理事長	603,000円
その他の役員	400,000円

別表2（第4条関係）

会議等の区分	報 酬	交 通 費
理事会	5,000円	3,000円
監事会	5,000円	3,000円
評議員会	5,000円	3,000円

別表3（第4条関係）

区 分	報 酬	交 通 費
経理事務指導 等	10,000円	3,000円